

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（平成30年3月5日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 諸報告	5
日程第4 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	17
日程第5 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第6 議案第1号 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第6号）	19
日程第7 議案第2号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）	19
日程第8 議案第3号 平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	19
日程第9 議案第4号 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第4号）	19
日程第10 議案第5号 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	19
日程第11 議案第6号 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）	19
日程第12 議案第7号 平成30年度宇治田原町一般会計予算	19
日程第13 議案第8号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	19
日程第14 議案第9号 平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	19
日程第15 議案第10号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算	19
日程第16 議案第11号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算	19
日程第17 議案第12号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算	19
日程第18 議案第15号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	19
日程第19 議案第17号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて	19

日程第20	議案第20号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定 するについて……………19	19
日程第21	議案第13号	宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準を定める条例を制定するについて……………30	30
日程第22	議案第14号	宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に 関する条例を制定するについて……………30	30
日程第23	議案第16号	宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例を制定するについて……………30	30
日程第24	議案第18号	宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例を制定するについて……………30	30
日程第25	議案第19号	宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………30	30
日程第26	議案第21号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例を制定するについて……………30	30
日程第27	議案第22号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定 するについて……………30	30
日程第28	議案第23号	宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を制定するについて……………30	30
日程第29	議案第24号	宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を制定するについて……………30	30
日程第30	議案第25号	宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一 部を改正する条例を制定するについて……………30	30
日程第31	議案第26号	宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定 するについて……………30	30

日程第32	議案第27号	宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…	30
日程第33	議案第28号	指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館） ……	30
日程第34	議案第29号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘） ……	30
日程第35	議案第30号	指定管理者の指定について（銘城台自然公園） ……	30
日程第36	議案第31号	指定管理者の指定について（銘城台児童公園） ……	30
日程第37	議案第32号	指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園） ……	30
日程第38	議案第33号	指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園） ……	30
日程第39	議案第34号	指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園） ……	30
日程第40	議案第35号	指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター） ……	30
日程第41	議案第36号	指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）） ……	30
日程第42	議案第37号	指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター） ……	30
日程第43	議案第38号	宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施について…	30

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月5日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第5 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第1号 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第2号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第3号 平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第4号 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第5号 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第6号 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第7号 平成30年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第13 議案第8号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第14 議案第9号 平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第15号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第19 議案第17号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第20号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する

について

- 日程第21 議案第13号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第22 議案第14号 宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについて
- 日程第23 議案第16号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第24 議案第18号 宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第25 議案第19号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第26 議案第21号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第27 議案第22号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第28 議案第23号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第29 議案第24号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第30 議案第25号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第31 議案第26号 宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第32 議案第27号 宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第33 議案第28号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）
- 日程第34 議案第29号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第35 議案第30号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）
- 日程第36 議案第31号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）
- 日程第37 議案第32号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）
- 日程第38 議案第33号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）
- 日程第39 議案第34号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）
- 日程第40 議案第35号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）
- 日程第41 議案第36号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））
- 日程第42 議案第37号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）
- 日程第43 議案第38号 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西	谷	信	夫	君								
副	町	長	田	中	雅	和	君							
教	育	長	増	田	千	秋	君							
総	務	部	長	久	野	村	観	光	君					
健	康	福	祉	部	長	光	嶋	隆	君					
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君				
教	育	部	長	黒	川	剛	君							
総	務	課	長	清	水	清	君							
企	画	財	政	課	長	奥	谷	明	君					
税	住	民	課	長	長	谷	川	み	どり	君				
介	護	医	療	課	長	廣	島	照	美	君				
健	康	児	童	課	長	立	原	信	子	君				
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君				
プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	推	進	課	長	山	下	仁	司	君
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	一	君				
上	下	水	道	課	長	青	山	公	紀	君				
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	馬	場	浩	君	
社	会	教	育	課	長	岩	井	直	子	君				

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	岡	崎	貴	子	君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷口重和君と10番、今西久美子君を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月29日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月29日までの25日間と決定しました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。また、議長において受理いたしました陳情書2件につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議会事務局長より報告をさせます。局長。

○議会事務局長（村山和弘） おはようございます。

このたび、めでたく表彰をお受けになられました議員のご報告を申し上げます。

田中議長が町村議会議長として5年以上の在職により、多年にわたり議長として議会の運営に当たり地方自治に尽くされた功績がたたえられ、去る2月22日に開催されました京都府町村議会議長会第68回定期総会におきまして、京都府町村議会議長会長表彰をお受けになりました。

以上、心からお喜びを申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（田中 修） これで、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの冬は特に北陸地方で記録的な大雪となるなど、厳しい寒さが続いておりましたが、ようやく春の訪れを感じる季節となってまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。

また、先ほどは議会事務局長よりご報告がございましたが、このたび多年にわたり議長として議会の運営、また地方自治に尽力されたご功績により、田中修議長におかれましては、京都府町村議会議長会長表彰を受賞されましたことに、心よりお喜びを申し上げますとともに、今日まで積み重ねてこられましたご功績に対しまして、心から感謝と敬意を表する次第です。今後とも、地方自治の発展、ひいてはふるさと宇治田原町の発展のため、なお一層ご尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、昨日は、お茶の京都博、宇治田原町エリアイベント全国茶香服大会を、町内関係者のご協力のもと、全国内外各地から多くの参加者を迎える中、盛大に開催できたことに、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

本町では、今後ともお茶の京都を継承し、観光によるまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

本日は、平成30年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、平成30年度において宇治田原町政の推進に臨みます所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに住民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

私は、平成25年2月に宇治田原町長に就任させていただき、さらに昨年には、多く

の住民の皆様からのご支援によりまして再びご信託を賜りました結果、町長として通算5年にわたり町政を担わせていただいております。

今日まで大過なく町政を進めてまいることができましたのも、議員各位をはじめ、住民の皆様から賜りました温かいご理解とご支援、そして町職員の努力の積み重ねと、深く感謝申し上げる次第であります。

この間、私は、未来に希望と責任を持てる、住民も行政も心をついに「好きやねんうじたわら」と言ってもらえるまちづくりを、きずなでつくり上げていくことが最重要であると一貫して申し上げてまいりました。

この信念は今後も不変であり、引き続き京都府政との協調を深める中、この宇治田原町のさらなる発展と1万住民の皆様の幸せのため、粉骨砕身努めてまいりる決意を新たにしておりますので、皆様方の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、平成30年度の町政運営に当たって、昨年に2期目のご信託をいただくに当たり住民の皆様にお約束させていただいた最重要三本柱への思いを最初に申し述べさせていただきます。

道づくり、すなわち都市計画道路宇治田原山手線の整備。そして、拠点づくりとして、役場新庁舎の建設事業。さらには、未来づくりとして、人口減少対策と移住・定住対策の推進。

平成30年度予算案におけるこれら三本柱に関連する施策については、後ほど第5次まちづくり総合計画に掲げるまちづくりの目標に沿って申し上げますが、三本柱の取り組みをさらに加速化させ、そして30年先、50年先に本町に住んでいただく方の未来に向けた施策を軌道に乗せる、これが、2期目2年目の私に課せられた達成すべき大きな一里塚であると認識しているところであります。

これまで常々申し上げておりますとおり、これら三本の柱は、それぞれの取り組みが連関することにより、足し算ではなく掛け算の相乗効果を発揮することが肝要でありますことから、どの取り組みも欠けることなく一体的に進めてまいりる決意をこの場で皆様にお伝えさせていただきます。

次に、平成30年度予算全体に対する考え方ですが、現在、国政においては第196回通常国会が開会されており、安倍内閣が掲げる働き方改革、人づくり革命、生産性革命といった経済政策をはじめとする予算や政策の審議が継続されていることから、まずはその動向を注視し、本町への影響を検証いたしますとともに、国及び府における

広域的施策への連携、対応をしっかりと図ってまいります。

日本経済は28年ぶりとなる8四半期連続のプラス成長となり、物価もマイナス圏を脱するなど、デフレ脱却に向けた回復の兆しを見せつつあると言われていますが、一方で、我々地方の立場にあってはいまだその途上に感じられるところであります。

本町の財政状況につきましても、歳入における町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことが困難な中、引き続き経常経費や社会保障費の増加が見込まれますとともに、今後の大型建設事業の実施により中長期的にはさらに厳しい状況へと向かう見通しとなっています。

一方で、地域の創生、そして自治体間競争の流れにあっては、本町が第5次まちづくり総合計画に掲げる持続可能なまちづくりを進めるためには、後ほど具体的に申し述べます就業や町内企業への支援等による将来的な税収と財源の確保のほか、みずから行財政改革に取り組むことで、住民の皆様にとっての重要度を見定めた施策展開を図っていかねばなりません。

こうした中、平成30年度においては、さきに述べました三本柱に位置づける大型の整備事業がいよいよ目に見えて動き出すことを踏まえ、また、三本柱のみならず、本町の将来を定めるための長期的な指針第5次まちづくり総合計画及び人口減少の克服と地域創生のためのまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるさまざまな施策をさらに加速化させるため、国政、府政、そして社会経済情勢の動きにも機敏に対応する過去最大規模の当初予算案を編成したところでございます。

それでは、平成30年度の主要な施策について、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくりの目標及び2つの行政の基本姿勢に沿って申し上げます。

まず、住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進する「健やかに安心して暮らせるまち」であります。

幾つになっても健康で長生きできる、いわゆる健康寿命を延伸することは本町においても喫緊の課題であります。

健康づくりは住民の皆様一人一人がそのライフステージに応じ、各自の健康意識に基づいて取り組むべき課題ではありますが、一方で、社会全体で健康づくりを積極的に支援する環境づくりが重要です。このため、引き続き町が行う各種健康事業や健康診査への参加を促すための応援ポイントキャンペーンを実施する中で、運動と食事の重要性を再認識し、ウォーキングの習慣化を促すための啓発イベントの開催や、これまでに町が

作成した地産地消の健康食の普及啓発等による食育の推進に努め、みずからの健康はみずからの手でという意識の高揚と健康増進を図ってまいります。

一方で、高齢化の進展に伴い、介護予防や生活支援のニーズが一層高まりますとともに、認知症対策の取り組みが求められています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、引き続き地域全体で高齢者を支える介護予防事業等に取り組みますとともに、認知症対策として専門的な知識・技能を有する医師等による認知症初期集中支援チームを立ち上げ、対象となる高齢者やその家族に対する包括的な支援を開始してまいります。

また、障がい者が住みなれた地域社会で自立した生活と自己実現を図ることは大きな願いであります。このため、居宅介護や通所などの障がい福祉サービスのほか、コミュニケーション支援や移動支援などの実施により、障がい者の自立と地域生活を支援していきますとともに、障がい者が必要な情報を手に入れ、また相談ができるよう、町による相談体制に加え、町内の社会福祉法人が専門的・広域的なサービス調整と相談支援事業における基幹的な役割を果たすための支援を行い、障がい者の地域での安心と生活の向上を推進してまいります。

地域福祉においては、引き続き社会福祉協議会や民生児童委員協議会の活動への支援により、地域ぐるみでの支え合いを進めてまいります。

また、国において自殺対策における地方公共団体の責務を定めた自殺対策基本法に基づき、本町の実情に応じた自殺対策計画を新たに策定してまいります。

暮らしの安心と安全は、私が常々申し上げております「好きやねん うじたわら」と皆様に言っていただくための大きな前提であり、私のまちづくりにおける信念の一つであります。

まず、生活の安心のために何よりも重要になるものは情報でありますことから、防災マップの改訂と住民の皆様への周知に努めますとともに、平成27年度に策定した情報伝達システムの整備に係る基本構想に基づき、新たな情報伝達システムの整備を進めてまいります。

また、町だけでなく、住民みずから、そして住民同士による取り組みである自助・共助・公助、さらには、近所同士の助け合いである近助。災害時のみならず平時においても、これらを組み合わせた安全対策が重要となりますが、その礎となるのが地域の防災力の強化であることは申すまでもございません。

本町では地域の安心・安全の担い手であります消防団のほか、町内の全ての区・自治会で、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感を実践する自主防災組織を組織いただいているところがございますが、引き続きその活動や資材に関する支援を行ってまいります。

また、関係機関が連携・協力することで、地域住民の防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを目指すため、引き続き土砂災害、豪雨、地震に対する総合的な訓練を実施いたします。

さらに、防犯面での安全性を高めるため、引き続き地域での自主防犯活動への支援を行いますとともに、計画的な町公用車へのドライブレコーダーの搭載等とあわせて、交通安全対策はもとより、総合的な犯罪の抑止と未然防止に寄与してまいります。

次に、きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、広域交通と連携のとれた町内交通の利便性の向上や、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進する「便利で快適に過ごせるまち」であります。

冒頭にその強い思いを申し上げましたとおり、便利で快適なまちの基本となる道づくりと拠点づくりは、最重要三本柱に位置づける本町の重要な課題であります。

かねてより申し上げておりますとおり、平成35年度に予定される新名神高速道路の開通は、本町の将来とまちの構造に劇的な変化と飛躍をもたらす可能性を秘めており、このインパクトを最大限に活用するための都市基盤整備を積極的に進めていくことが、何よりも重要であります。

私がまちづくりの一丁目一番地と位置づける都市計画道路宇治田原山手線の整備につきましては、昨年京都府において、贄田及び立川地区にまたがる新市街地までを当面の第1期整備区間として予算化を図っていただき、また、国道307号以北についても、西日本高速道路株式会社への工事委託のもと整備を進めているところであります。

引き続き、京都府をはじめとする関係機関と協議を重ね、また、協調を強めながら、住民の安心・安全のための必要不可欠な道路として悲願であります早期の全線開通に向け、都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の皆様とともに、官民一体となった「オールうじたわら」での取り組みを強力に進めてまいります。

次に、役場新庁舎の建設事業につきましては、一本目の柱に掲げる都市計画道路宇治田原山手線の整備とあわせ、本町の土地利用構想とまちづくりの根幹をなす事業であり、ここで、改めてその推進にかける思いを申し述べさせていただきます。

これまで、さまざまな観点から、その建設位置や土地利用計画、施設配置計画、事業

手法等を検討し、新庁舎建設基本構想並びに同基本計画を策定し、事業を進めてきています。これら構想等に掲げておりますとおり、新庁舎は災害対策活動の拠点や住民サービスの向上のため、必要不可欠なものであります。

また、建設地については、第5次まちづくり総合計画の土地利用構想で定めた新都市創造ゾーン中において、公共・公益施設等の住民サービス機能と産業・工業機能の集積を図るシビック交流拠点の町道南北線の延伸部と都市計画道路宇治田原山手線の交差点に面する場所とすることにより、山手線の整備とそれによる都市機能を牽引する極めて重要な旗印ともなり得ることから、事業を速やかに、かつ強力で推進することが必要と考えております。

こうしたことから、平成32年度の供用開始を目指し、平成30年度は実施設計や用地造成等の建設事業を本格化いたしますとともに、並行して、隣接地には住民の皆様の日常的な憩いの場として、そして災害時の緊急避難場所としての機能をあわせ持つ都市公園の整備を推進してまいります。

一方、道路施設等についてはありますが、住民生活の利便性・快適性の確保と安全で災害に強い道路整備を計画的に進める観点から、引き続き町道の整備改良と橋梁等の長寿命化修繕に取り組みますとともに、新都市創造ゾーンと既存集落とを結ぶ連絡道路の整備も推進してまいります。

また、鉄軌道のない本町においては、住民の生活の足となる公共交通の充実が大変重要です。有識者や住民代表による地域公共交通会議にて交通体系の対策、検討を進めた結果、昨年8月には、これまで高齢者等を対象としていた福祉バスについて、誰でも無料で利用可能な町営バスとして運行を開始したところですが、平成30年度も町営バスのさらなるルート拡充のほか、地域住民により運行するコミュニティバスやバス事業者による路線バスとあわせた利用推進を図りますとともに、今後も、関係者を交えた場で公共交通体系の対策について協議を進め、本町の地域事情に応じた、より便利で使いやすい生活交通ネットワークの構築を進めてまいります。

本町の美しい緑に囲まれた豊かな自然環境は、他市町村にはない貴重な資源であり、みんなで守り、次代に引き継いでいかなければなりません。

このため、環境保全に取り組む上での共通の環境像や理念を示す環境保全計画のもと、その推進主体であるエコパートナーシップうじたわらの活動を支援し、持続可能な社会づくりを進めます。

住民の皆様の日々の生活を支えるライフラインについては、将来にわたる安心・安全

な飲料水の確保のため、引き続き、第5次まちづくり総合計画における土地利用の形成方針等に基づく給水区域の拡大を含めた経営戦略を定め、適切な送配水管等の整備に取り組みますとともに、水環境の保全と快適な生活環境の創出のため、計画的に下水道整備を進めてまいります。

次に、人口流出に歯どめをかけるため、地域の歴史・文化、茶を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や観光交流、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわうまちづくりを推進する「活気にあふれる交流のまち」であります。

最重要三本柱にも位置づける人口減少対策は、本町の重要な課題であります。本町のことを知っていただき、住んでいただく。移住対策はもちろんのこと、今現在このまちに住んでいただいている方を含め、定住対策を総合的に展開してまいります。

第5次まちづくり総合計画の将来像には、「やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち」を掲げております。都会に意外と近く、町内もコンパクトな近さがあり、そして、何よりも住民同士が、人と人が近いハートフルなまちであること。これまでも、こうした本町のいいところを内外に発信するパンフレットを作成し、発信を行っているところではありますが、平成30年度は他市町村にない強みとハートのまちのブランド化を図り、さらなるプロモーションを加速化させます。

まず、町内におきましては、民間のハートのまちPRによるシティプロモーションの好循環の流れを加速化するため、関連商品等への支援制度を創設いたしますとともに、これまで本町へのふるさと納税におけるお礼特産品「お返しギフト」に協力いただいた町内店舗等との連携のもと、来訪者によるツイッター、インスタグラム等のSNS発信を促進するための仕掛けづくりを行います。

また、本町への移住を希望する方には、まず本町での暮らしや地域性を実際に体験いただくことが、その後の定住においても非常に重要となりますことから、地域とも協力・連携する中で、空き家を活用した移住希望者向けのお試し住宅の整備と仕組みづくりを進めます。

なお、空き家等に関する施策につきましては、このお試し住宅のほか、平成29年度に策定の空家等対策計画に基づき、空き家を活用する移住者・事業者等への支援制度をさらに充実いたしますとともに、そのまま放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家等の未然防止や対応を含め、空き家に関する総合的な対策を進めてまいります。

本町の強みのプロモーションは、そのターゲットを明確にして発信していかなければ

なりません。このため、これまで進めてきた、そしてこれから進める本町の移住・定住施策に関する情報発信とブランディング強化を図ることで、一体的な都市圏へのプロモーションを進め、知名度の向上、そして移住・定住を強力に推進してまいりたいと考えております。

また、活気にあふれる交流のまちの実現には、観光振興計画に基づく「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを進めることが不可欠であります。平成29年度には、京都府において宇治茶をテーマに景観維持や産業振興、文化の発信などを進めるお茶の京都事業のターゲットイヤーとして、本町のみならず京都府南部地域でさまざまなエリアイベントが行われたところですが、こうした交流への機運を一過性のものとしないうちに、本町において観光交流にかかわる方々に参画いただく観光まちづくり会議を中心として、本町の地域性に合わせ、観光魅力の創出、情報発信を進めてまいります。

一方、日本遺産に登録され、また、お茶の京都における重点的交流拠点に位置づけられた湯屋谷地域、そして本町の西側の玄関口の西ノ山集団茶園。本町では、これら2カ所をお茶の京都交流拠点として整備を進めてまいります。

平成30年度は、交流拠点を活用した観光まちづくりを加速化するため、西ノ山集団茶園の茶畑展望施設の整備をさらに進めますとともに、湯屋谷地域の茶工場リノベーション施設においても地域のにぎわいの創出にも資するよう、地域住民による主体的な管理運営を支援してまいります。

また、湯屋谷地域のお茶の京都交流拠点への路線バスの延伸や町内観光資源への観光周遊バスの運行等とあわせ、町内の観光周遊性を高めることを狙いに、本町の歴史の道の一つである家康伊賀越えの道における散策コースを整備いたします。

また、日本緑茶発祥の地をはじめとする本町の地域ブランドのさらなる発信と交流につなげるため、これまでよりかかわりのある中国雲南省とお茶をテーマとした交流を継続いたしますとともに、新たに（仮称）国際交流推進会議を設置し、英語圏をはじめとする多様な国際交流事業につなげてまいりたいと考えております。

また、移住・定住のためには、居住地の近くに働く場があること、そして、町内企業への就業の促進が必要です。まず、入り口として京都ジョブパーク、ハローワーク等の専門機関と連携を図りながら、町内企業と求職者の接点をふやすための取り組みを進めますとともに、引き続き町内事業者に対して町内在住者を正規雇用した場合や町外からの移住に係る経費等への支援を行うことで、総合的な町内雇用の促進を図ります。

また、中小・小規模企業者への生産拡大等への支援を継続するほか、新たに町内にお

いて新規創業する個人・法人への創業経費に対する町独自の支援や、京都府制度のもと空き家等を活用した起業への支援を開始することで、町内における企業の成長と新たな事業の創出につなげてまいります。

一方、本町の主産業である農業、そして林業の振興は重要な課題でありますことから、優良な農地の確保・保全に向けた農業振興地域整備計画の改定に着手いたしますとともに、農林業の生産性の向上及び近代化の促進、農林業者の経営改善及び共同化等を推進してまいります。

また、日本緑茶発祥の地としての歴史や、宇治茶ブランドを支える一大産地としての宇治田原町を町内外に広く発信していくため、高級茶の生産には欠かせない茶園の被覆棚に対する支援や既存集団茶園の再造成など、地場産業のさらなる振興を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、引き続き狩猟免許取得等への支援や被害防止、駆除事業を行いますとともに、野猿による被害に対しては追い払い等のほか、モンキードッグの先進実施地への視察研修を新たに行うなど、総合的かつ効果的な取り組みを進めてまいります。

また、森林整備事業の推進のため、新たに森林所有者等が行う森林境界の明確化に対する支援を行うほか、町内森林資源の有効活用と地域活性化のため、林業関係者や団体とともに木の駅プロジェクトの実現に向けた調査・研究にも取り組んでまいります。

次に、子どもを産み育てる環境と教育環境の充実をはじめ、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、共生の心を育むまちづくりを推進する「子育てと学びを応援するまち」であります。

本町における地域の創生と人口減少対策のため、総合計画、総合戦略それぞれに共通するまちづくり戦略において、出生率を向上するための施策展開を掲げております。引き続きこれら戦略に基づき、出産や子育てに関する不安を解消するための切れ目のない支援や負担軽減への取り組みと特徴のある教育プログラムの実施により、子どもの可能性を伸ばす環境づくりを進めてまいります。

本町では、子どもはまちの未来であるという子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、さまざまな子育て支援、少子化対策事業を進めているところです。

本町における子育て支援の核となる地域子育て支援センターにおいては、引き続き、母子保健と連携した妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない包括的な支援を進めますとともに、子育て家庭の個別ニーズに応じた情報提供や相談のほか、あそびの広

場、おでかけ広場などの身近な場での参加型事業を行ってまいります。また、子育て中の保護者が学ぶための講座などを充実することにより、地域での全員参加による子育ての輪を拡大してまいります。

一方、国において働き方改革が強く打ち出されている今、本町だからこそできるきめ細やかで手厚い保育を進める必要があります。町立保育所あゆみのそのにおいては、昨年には敷地内に一時保育室等のスペースを確保する園舎を増築したところですが、安全な保育の実施と子どもたちの健全な成長のため園庭等の必要な整備を進めるなど、引き続き保育のさらなる充実を図ってまいります。

小学校就学後の児童を対象とする学童保育につきましては、これまでに整備を進めてきた育成施設において、子どもたちが心身健やかに育成されるよう運営体制の充実に取り組んでまいります。

また、子育ての負担軽減のため、引き続き本町独自におむつ等の育児用品の購入費用への支援や保育料の軽減を行うほか、中学校終了までの児童生徒を対象とする子育て支援医療費について、府制度を上回る自己負担額への支援を行います。

少子化対策事業の企画立案と実践に向けては、引き続き庁内若手職員によるプロジェクトチームと関係機関・団体とが連携した取り組みを進めてまいります。

なお、子ども・子育て支援事業計画については、平成31年度において、これまでの取り組みを踏まえた新たな計画を策定するため、先行し、子育て世代への意識調査等を実施いたします。

特徴のある教育プログラムの推進と、誇りを持ってふるさとを語れる子を育成することは、移住・定住にもつながる非常に重要な視点でありますことから、学校教育と社会教育を通じ、このまちで生まれ育つ子どもたちへ、そして、あらゆる世代の住民の方々へふるさとへの愛着と誇りを醸成してまいりたいと考えております。

引き続き、本町ならではの特色ある教育として、寺子屋「うじたわら学び塾」を開設し、町内の大学生・高校生をはじめとする地域ぐるみでの学びを推進してまいります。学校教育においては、地域学習をはじめとして小学校から中学校までの義務教育9年間での連続性のある教育により、児童生徒の学力の充実を図ってまいります。

また、小中学校における教育環境の改善と安全性の確保に取り組むほか、両小学校において、平成29年度に引き続き、国からのモデル受託事業としてカリキュラム・マネジメントの研究、実践を進めます。

子どもの通学手段の確保と町独自の支援、経済的な支援が必要な家庭への支援制度を

適切に実施するほか、全国に誇れる本町の安心・安全な給食の提供と食育の推進のため、学校給食共同調理場の着実な運営に取り組んでまいります。

生涯学習については、住民一人一人が生涯の各時期に応じた内容をみずから選択し、学習できるよう、多様な情報提供に努めますとともに、関係機関、人材の連携・ネットワークを強化し、生涯学習講座グリーンライフカレッジをはじめとする学習機会の提供を進めます。

また、地域資源を生かした社会教育の場として、奥山田ふれあい交流館の敷地において、奥山田地内から採掘された化石をテーマとした体験学習スペースに加え、多世代の住民や来訪者の憩いの場となる公園を一体的に整備いたします。なお、これら施設の運営に当たっては地域活性化に資することを狙い、地域住民のほか大学生等との連携を進めてまいります。

以上、第5次まちづくり総合計画に掲げるこれら4つのまちづくりの目標に加えまして、まちづくりの目標を推進するに当たって共通する2つの行政の基本姿勢に基づき、庁内の関係各課が密接な連携を図りつつ、さまざまな施策を積極的に実施してまいりたいと考えております。

各施策の推進に当たっては、今年度、外部有識者等の意見を踏まえて策定を進めてまいりました第6次行政改革大綱及び同実施計画に基づき、その改革に向けた3つの柱である健全な財政運営、行政課題に応じた組織の構築と人材の育成、住民満足度の向上につながる行政サービスの提供、これらの取り組みを着実に進めることが必要と捉えております。

このため、同大綱に掲げる行政改革の考え方「チャレンジ精神と努力を積み上げ 明日の宇治田原を拓く」というキャッチフレーズのもと、職員の主体性やチャレンジ精神を高め、一人一人の能力、意欲、発想を生かし、効率的かつ効果的な行財政運営を加速させたいと考えております。

なお、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に共通する、平成31年度までの具体的な施策群を位置づけたまちづくり戦略については、引き続き外部有識者や地域住民による計画の評価、点検を行う体制を整え、施策の着実な実施と中間年までの取り組み状況を踏まえたブラッシュアップに努めてまいります。

また、各計画に位置づける施策の進捗状況や成果を明らかにする的確な評価と、予算との有機的な関連のあり方についても検討を進めてまいります。

なお、このまちづくり戦略をはじめとする総合計画、総合戦略の策定と、その推進を

位置づけておりますのが、一昨年に町議会のご可決をいただき制定いたしましたまちづくり総合計画推進条例であります。本条例では、住民と町が協力しながらともに歩いていく、また、町が地域課題に対して責任を持ち主体的に公的な活動を行うことを前提としつつ、地域での自主的なつながりと活動を尊重し、また、協力して対応していくパートナーシップの構築という考え方をうたっております。

これは、私が常々申し上げております百万一心という言葉と、その信念を同じくするものと考えております。百万一心は、皆が力を合わせれば何事もなし得るという意味があります。まちづくりのあらゆる取り組みにおいて、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合い、その推進に努める。そして、「絆で輝く 未来を創る交流のまち」を住民の皆様とつくり上げてまいります。

以上、これまで申し述べました諸施策、諸事業を推進するためには、行政だけの力で完遂することはできず、議員各位をはじめ、住民の皆様方、本町にかかわる全ての方々の協力が不可欠であります。私はその先頭に立って誠心誠意努力してまいることをこの場で約束をさせていただきますたく存じます。

どうか今後の本町のまちづくりの推進に、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

なお、本日、ご提案させていただきます議案は、平成30年度一般会計当初予算案をはじめとする予算関係12件、条例関係15件、一般議案11件、人事関係1件の合計39件及び報告1件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告第1号上程、専決処分の報告

○議長（田中 修） 日程第4、報告第1号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

報告第1号、和解及び損害賠償の額の専決処分につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として2件

の専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

まず、専決第1号は、平成29年11月26日午後0時40分ごろ、町職員の運転する軽トラックが京都やましろ農協宇治田原町支店敷地内から国道307号線に左折で進入した際、積載物が落下し、対向車線を走行していた相手方車両の右側面に損害を与えたものです。当事故に関しましては、職員が運転注意を怠ったことが原因であることから、相手方と協議をいたしました結果、相手方車両の修繕費用として損害賠償額4万8千100円で和解したものでございます。

次に、専決第2号は、平成29年11月9日午前8時40分ごろ、相手方所有の乗用車が大字荒木小字大地地内の町道郷之口鷲峰山線を走行中、道路側溝と舗装の段差により道路側溝に接触し、タイヤホイールに損害を与えたものでございます。当事故に関しましては、道路維持管理の不備が一定部分認められますことから、相手方と協議をいたしました結果、相手方車両の修繕費用の一部として、損害賠償額2万5千200円で和解したものでございます。

なお、今後とも職員に対する安全運転の励行と適正な道路維持管理に努め、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） これにて報告を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○議長（田中 修） 日程第5、議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者より提出理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第39号につきましてご説明申し上げます。

議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の高田美智子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

高田氏におかれましては、平成24年7月から現在に至るまで人権擁護委員として、またそのほかにも、宇治田原町いじめ防止対策推進委員、宇治田原町社会福祉協議会協議委員としてもご活躍された経験によって培われた手腕を発揮し、人権問題に深い理解

と認識のもと、積極的に取り組んでいただいております、人格が高潔にて地域の実情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適任者であることから、候補者として引き続き推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第39号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第1号～議案第12号、議案第15号、議案第17号、議案第20号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第6から日程第20まで、議案第1号から議案第12号、議案第15号及び議案第17号並びに議案第20号の15議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第1号から議案第12号、議案第15号及び議案第17号並びに議案第20号の15議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の補正予算の事業採択に伴い、新市街地連絡道路整備事業等を実施する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は6,770万5,000円を追加し、補正後の予算総額を48億3,822万7,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

町税では、固定資産税2,100万6,000円、軽自動車税85万円を追加するとともに、町民税279万8,000円、町たばこ税535万8,000円を減額し、合計で1,370万円を追加しております。

地方交付税では、普通交付税3,989万7,000円を追加しております。

分担金及び負担金では、4,025万7,000円を減額しております。

国庫支出金では、防災安全交付金 5,500 万円などを追加するとともに、児童手当負担金 466 万 9,000 円などを減額し、合計で 4,580 万 7,000 円を追加しております。

府支出金では、国土調査費補助金 2,100 万円などを追加するとともに、福祉医療助成事業費補助金（障がい者）376 万 8,000 円などを減額し、合計で 847 万 3,000 円を追加しております。

財産収入では、町有地売払収入 366 万 5,000 円、町有林樹木伐採売払収入 309 万 7,000 円を追加するなど、合計で 659 万 2,000 円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金 743 万 5,000 円などを追加し、合計で 753 万 4,000 円を追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金 1 億円、公共施設整備基金繰入金 2,000 万円などを減額し、合計で 1 億 2,440 万円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金 7,902 万 5,000 円を追加しております。

町債では、道路橋梁改良舗装事業債 4,500 万円を追加するとともに、臨時財政対策債 1,577 万 3,000 円などを減額し、合計で 2,442 万 7,000 円を追加しております。

次に、歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

総務費では、財政調整基金積立金 6,000 万円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、地域防災対策事業費 338 万 2,000 円などを減額し、合計 5,946 万 1,000 円を追加しております。

民生費では、決算見込みに伴う補正として、障がい者自立支援給付等事業費 638 万 9,000 円などを追加するとともに、障がい者医療費支給事業費 899 万 5,000 円などを減額し、合計で 1,589 万円を減額しております。

衛生費では、決算見込みに伴う補正として、城南衛生管理組合ごみ・し尿負担金 501 万 4,000 円などを減額し、合計で 1,257 万 4,000 円を減額しております。

農林水産業費では、国の追加配分予算を受け実施する地籍調査事業費 2,800 万円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、大福集団茶園造成事業費 5,250 万円などを減額し、合計で 2,927 万 4,000 円を減額しております。

商工費では、決算見込みに伴う補正として、地域おこし協力隊事業費 306 万

4, 000円を減額しております。

土木費では、国の補正予算の事業採択に伴い実施する新市街地連絡道路整備事業費1億円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、公共下水道事業特別会計繰出金937万9,000円などを減額し、合計で8,429万3,000円を追加しております。

消防費では、決算見込みに伴う補正として、団員報酬等及び支部活動補助金355万7,000円などを減額し、合計で491万4,000円を減額しております。

教育費では、決算見込みに伴う補正として、住民テニスコート等改修事業費88万円などを減額し、合計で344万9,000円を減額しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として、長期債利子償還金392万6,000円などを減額し、合計で475万8,000円を減額しております。

次に、「第2表 繰越明許費」につきましては、地籍調査事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、道路施設長寿命化修繕事業費、林業施設災害復旧費の所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」につきましては、道路橋梁改良舗装事業費において地方債を活用するための既定の限度額を増額するとともに、その他の事業につきましては、事業費の確定により起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものでございます。

続きまして、議案第2号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）につきましては、補助金及び拠出金等の確定により4,847万6,000円を減額し、補正後の予算総額を13億2,878万4,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金1,000万円を追加するとともに、国庫支出金1,246万1,000円、府支出金246万1,000円、共同事業交付金4,355万4,000円を減額し、歳出では、保険給付費1,623万9,000円、共同事業拠出金3,177万1,000円、保健事業費46万6,000円を減額しております。

続きまして、議案第3号、平成29年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療保険料の調定額の増加及び保健基盤安定繰入金金の確定等により、688万円を追加し、補正後の予算総額を1億837万1,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料651万円、繰越金127万9,000円を追加す

るとともに、繰入金90万9,000円を減額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金688万円を追加しております。

続きまして、議案第4号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険給付費等の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

まず、保険事業勘定では、補正額は3,857万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億8,421万円とするものでございます。

歳入では、保険料2,357万9,000円、府支出金647万8,000円、繰越金1,151万7,000円などを追加し、国庫支出金55万円、繰入金306万2,000円を減額しております。歳出では、保険給付費1,562万7,000円、基金積立金2,381万4,000円を追加し、総務費86万7,000円を減額しております。

次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、補正額は96万8,000円を追加し、補正後の予算総額を524万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第5号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、各種事業の決算見込みに伴い補正するもので、補正額は5,646万2,000円を減額し、補正後の予算総額を6億2,042万6,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、歳入では、繰越金745万9,000円を追加するとともに、分担金及び負担金54万8,000円、使用料及び手数料569万2,000円、国庫支出金1,800万円、繰入金937万9,000円、諸収入750万2,000円、町債2,280万円をそれぞれ減額し、歳出では、総務費170万6,000円、公共下水道事業費5,007万円、浄化槽整備推進事業費360万3,000円、公債費108万3,000円をそれぞれ減額しております。

次に、「第2表 繰越明許費」につきましては、公共下水道管渠整備に係る事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、「第3表 地方債補正」につきましては、公共下水道事業債などについて、事業費の決算見込みから起債対象額が減額したため、既定の限度額を減額するものでございます。

続きまして、議案第6号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で396万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,188万3,000円に、水道事業費用で218万2,000円を減額し、補正後の予算総額2億8,253万7,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で、長期前受金戻入143万8,000円及び消費税還付金253万円を追加しております。

水道事業費用では、営業費用で、原水及び浄水費229万4,000円、配水及び給水費60万2,000円、総経費450万9,000円を減額するとともに、資産減耗費522万3,000円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出で1,834万9,000円を減額し、補正後の予算総額を7,863万2,000円に、資本的支出で923万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2億5,293万円とするものでございます。

資本的収入では、負担金1,834万9,000円を減額しております。

資本的支出では、建設改良費で固定資産購入費44万2,000円、配水設備改良費663万円、拡張事業費216万円2,000円をそれぞれ減額しております。

続きまして、議案第7号、平成30年度宇治田原町一般会計予算につきましては、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設など、将来の活力あるまちづくりの根幹をなす事業を具体的かつ積極的に推進するとともに、あわせて人口減少の克服と地域創生の着実な推進を図るため、「未来へはばたく宇治田原創造予算」として高齢者施策や少子化対策、まちの基盤整備、移住・定住施策、観光振興等の事業に対し、積極かつ重点的に予算配分を行い、前年対比15.2%増、金額にして7億300万円増の予算総額53億3,800万円とした過去最大となる積極型予算を編成したところであります。

まず、「第1表 歳入歳出予算」の歳入につきましては、平成29年度地方財政計画に見込まれる数値や前年度の収入見込み額をもとに適正な歳入見積額の算定に努め、収支の均衡を図り、予算を計上しております。

町税は、前年度収入見込み額や今後の景気動向等を考慮し、町民税及び町たばこ税の

減を見込み、全体で0.9%減、15億6,830万4,000円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を合わせたものであり、前年度収入見込み額及び地方財政計画をもとに算定し、全体で4,170万円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込み額及び地方財政計画をもとに算定し、合計で3.8%増の2億4,268万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画において総額で2.0%の減額が示されているところですが、本町では、普通交付税を算定する上での基準財政需要額の増加が想定されることから、普通交付税は6.6%増の8億円で計上するとともに、特別交付税も4.2%増の1億2,500万円を見込み、地方交付税全体としては6.3%増の9億2,500万円を計上しております。

分担金及び負担金は、土地改良事業分担金の減などにより、26.6%減の6,138万4,000円を計上しております。

使用料及び手数料は、前年度収入見込み額等をもとに算定し、2.2%増の4,529万1,000円を計上しております。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金や防災安全交付金の増などにより、28.1%増の4億9,900万7,000円を計上しております。

府支出金では、国土調査費補助金の増により、9.3%増の3億2,640万4,000円を計上しております。

財産収入では、各種基金の運用利子などであり、前年度収入見込み額をもとに算定し、30.1%減の357万3,000円を計上しております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、299.9%増の2,000万1,000円を計上しております。

繰入金では、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金2億9,000万円を計上するとともに、事業の特定財源として、庁舎建設基金繰入金3億8,560万円、公共施設整備基金繰入金9,220万円、ふるさと応援基金繰入金850万円等を計上し、繰入金全体では、71.2%増の8億687万円を計上しております。

繰越金では、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すもので、1,000万円を計上しております。

諸収入は、前年度収入見込み額等をもとに算定し、4.9%増の4,168万7,000円を計上しております。

町債は、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債を1.9%減の2億1,000万円を計上する一方で、都市公園整備事業債等の建設事業債を54.6%増の5億3,610万円を計上するなど、町債全体では、33.1%増の7億4,610万円を計上しております。

次に、歳出ですが、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費8,856万5,000円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で、10億5,324万9,000円を計上しております。

総務管理費で、新庁舎建設基本構想並びに同計画に基づく新庁舎建設の経費をはじめ、新庁舎の什器整備、移転計画の策定経費、移住・定住推進加速化事業費、情報伝達システム整備事業費などで9億4,637万2,000円を計上しており、徴税费では、京都府地方税機構負担金や固定資産評価整備事業など6,634万6,000円、選挙費では、選挙管理委員会の運営経費をはじめ、京都府知事選挙及び京都府議会議員選挙に要する経費780万4,000円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で12億5,835万3,000円を計上しております。

社会福祉費で、出生から中学校卒業までの医療費助成を行う子育て支援医療費支給事業をはじめ、老人福祉センターの運営経費など8億3,679万3,000円を計上しており、児童福祉費で、子ども・子育て支援の指針となる事業計画策定経費、保育所の運営費とともに、保育所園庭整備事業費など4億2,156万円を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億4,983万8,000円を計上しております。

保健衛生費では、健康づくり啓発イベント開催経費、各種健康事業、健康診査等の経費をはじめ、母子保健事業や健康増進事業、各種がん検診や予防接種費、助成事業費の経費、家庭用太陽光発電蓄電設備設置補助など1億4,278万円を計上しており、清掃費では、不燃物及び資源化物収集事業費をはじめ、ごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金など2億705万8,000円を計上しております。

労働費では、町内企業の雇用や就業者の町内移住の促進を図るための経費をはじめ、林業従事者の雇用確保のため、町有林を適切に管理する経費として1,761万1,000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で1億6,447万

5, 000円を計上しております。

農業費で、農業委員会の運営経費をはじめ、農業振興地域整備計画策定事業、農林業振興事業費補助金、大福茶園再造成事業費1億2,148万8,000円を計上しており、林業費で、森林所有者等が行う森林境界の明確化等を支援する経費をはじめ、木の駅プロジェクト調査研究事業、有害鳥獣対策事業など4,283万7,000円、水産業費で、漁業組合助成金15万円を計上しております。

商工費では、宇治田原創業支援事業をはじめ、お茶の京都観光まちづくり推進事業、お茶の京都交流拠点整備推進事業、家康伊賀越えの道整備事業など1億1,006万7,000円を計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で10億3,903万3,000円を計上しております。

土木管理費で、一般管理経費5,787万6,000円を計上しており、道路橋梁費で、平成35年度完成予定の新名神高速道路の建設にあわせて整備する宇治田原山手線の工事委託費をはじめ、新市街地との連絡道路として整備する南北線等の道路工事等の経費、町道新設改良事業費など4億3,269万3,000円、河川費305万円、住宅費130万8,000円、また、都市計画費で、空家等総合対策事業をはじめ、新市街地都市公園整備事業を合わせて5億4,410万6,000円を計上しております。

消防費では、京田辺市消防本部に消防事務を委託する経費をはじめ、消防団活動に要する経費として2億5,272万8,000円を計上しております。

教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で5億5,981万円を計上しております。

教育総務費では、寺子屋「うじたわら学び塾」の運営経費をはじめ、高校生通学費補助金など1億2,153万1,000円を計上しており、小学校費で、経年劣化等が見られる学校施設の修繕費用、カリキュラム・マネジメント調査研究事業などで7,788万4,000円を、中学校費で、府内産材を活用して経年劣化等が見られる学校施設の修繕費、英語力向上推進事業費などで5,084万1,000円を計上しております。また、社会教育費で、奥山田化石ふれあい広場整備事業をはじめ、その運営経費、生涯学習推進事業、文化財管理保全事業、総合文化センター維持管理経費など1億7,019万5,000円を計上しており、保健体育費では、体育協会助成金をはじめ、体育施設運営経費、共同調理場の改修工事経費など1億3,935万9,000円を計上しております。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費で3,929万8,000円を計上しております。

農林水産施設災害復旧費では、平成29年度に発生した農地農業用施設災害の復旧に要する経費のほか、万一の災害に備えた復旧事業の経費3,420万5,000円、公共土木施設災害復旧費で509万3,000円を計上しております。

公債費では、平成29年度末長期債現在高見込み46億975万9,000円に対して、元利償還金及び一時借入金利子として4億297万3,000円を計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、新庁舎什器整備・移転計画策定事業の平成32年度まで、子ども・子育て支援事業計画策定事業の平成31年度まで、農業振興地域整備計画策定事業の平成31年度までの債務負担限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、情報伝達システム整備事業費をはじめとする11の起債について限度額などを定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ11億371万9,000円で、前年度比18%の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税2億3,232万円、府支出金7億6,302万3,000円、繰入金1億658万4,000円などを計上しております。

歳出では、保険給付費7億4,830万6,000円、国民健康保険事業費納付金2億8,955万3,000円、保健事業費2,264万9,000円などを計上しております。

続きまして、議案第9号、平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,090万7,000円で、前年対比9.3%の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料8,173万8,000円、繰入金2,686万6,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億501万8,000円などを計上しております。

続きまして、議案第10号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ8億538万円で、前年対比7.6%の増額となっております。

まず、保険事業勘定ですが、歳入では保険料1億7,315万7,000円、国庫支出金1億6,422万1,000円、支払基金交付金2億137万3,000円、府支出金1億1,427万8,000円、繰入金1億4,725万9,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費7億2,605万1,000円、地域支援事業費4,605万7,000円などを計上しています。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、歳入では、サービス収入として予防給付費収入など484万7,000円、歳出では、事業費として居宅介護支援事業費など484万7,000円を計上しております。

続きまして、議案第11号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億9,558万9,000円、前年対比は3.3%の増額となっております。

まず、「第1表 歳入歳出予算」ですが、歳入では、分担金及び負担金992万2,000円、使用料及び手数料8,779万2,000円、国庫支出金1億1,000万円、繰入金2億3,077万9,000円、諸収入3,629万6,000円、町債2億2,020万円などを計上しております。

歳出では、総務費1億5,996万7,000円、公共下水道事業費3億201万円、浄化槽整備推進事業費256万3,000円、公債費2億3,054万9,000円などを計上しております。

次に、「第2表 債務負担行為」につきましては、宇治田原浄化センターと郷之口中継ポンプ場の運転管理委託である処理場施設維持管理費2億円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、「第3表 地方債」につきましては、公共下水道事業債などにおいて起債限度額を定めるものでございます。

続きまして、議案第12号、平成30年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、支出予算総額4億8,433万2,000円で、前年対比11.4%の減額となっております。

まず、収益的収入及び支出の予算につきましては、水道事業収益3億765万7,000円、水道事業費用2億8,851万4,000円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益2億1,030万5,000円、営業外収益の受取利息15万4,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費6,837万円、減価償却費1億1,846万9,000円、営業外費用

の支払利息及び企業債取扱諸費1,233万7,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入9,394万2,000円、資本的支出1億9,581万8,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債4,390万円、負担金4,510万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費5,900万円、拡張事業費4,050万円、企業債償還金7,558万2,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億187万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

続きまして、議案第15号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成30年2月20日の特別職報酬等審議会の答申を受け、町議会の議員の報酬額について所要の改正を行うものでございます。改正内容は、議会運営委員会委員長の報酬月額を常任委員長と同額の25万円とするものでございます。

続きまして、議案第17号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成30年度から国民健康保険制度が都道府県単位で運営することに伴い、京都府から示される標準保険料率をもとに保険税率を設定するため、国民健康保険税の税率等の改正及び国民健康保険事業納付金を納付するための課税額の定義変更を行うための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、3年に1度見直しを行う介護保険事業計画の策定により保険料率適用期間の改正を行うとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の段階判定の基準について、合計所得額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております15議案につきましては、予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号、議案第15号及び議案第17号並びに議案第20号の15議案は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第18号及び議案第19号並びに議案第21号～議案第38号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第21から日程第43まで、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第18号及び議案第19号並びに議案第21号から議案第38号までの23議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第18号及び議案第19号並びに議案第21号から議案第38号までの23議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第13号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、介護保険法の改正により指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が町村に移管されることに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等厚生労働省令及び京都府の条例で定めている事項を本町の条例で制定するものでございます。

主な内容といたしましては、事業所が配置すべき人員や内訳や運営などに関する基準について定めるものでございます。

続きまして、議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するにつきましては、地域住民の方々と協働で描いた湯屋谷活性化構想「やんたん未来プラン」に基づき、湯屋谷茶工場をお茶の京都交流拠点施設として整備したことから、その設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、扶養手当支給額をもとに定めている補償基礎額の加算額について、平成30年4月1日に扶養手当支給額が改定されることから、当該加算額を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者となることに伴い、条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定等の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正され施行されることに伴い、平成30年度から都道府県単位で国民健康保険制度を運営することとなったため、国民健康保険運営協議会の名称等を改正するものでございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成30年度介護報酬改定にかかわる運営基準等の改正及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容は、新たな介護保険施設、介護医療院の創設による文言の追加、共生型サービスの創設による共生型地域密着型通所介護に関する基準を新設する等、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成30年度介護報酬改定にかかわる運営基準等の改正及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容は、新たな介護保険施設、介護医療院の創設による文言の追加、身体的拘束等の適正化を図るための措置等、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第23号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成30年度介護報酬改定にかかわる運営基準等の改正及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正に伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容は、共生型サービスの創設により、指定介護予防支援事業者が連携する事業所の種類に指定特定相談支援事業所を追加するとともに、指定介護予防支援事業所は、利用者が複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる旨を説明すること

を義務づけるための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、第7次地方分権一括法により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、都市公園法施行令等の改正に伴い、都市公園を設置する場合における住民1人当たりの敷地面積の標準について改正するとともに、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地割合を100分の50とするなど、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、森林を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、かつ公益的な機能のさらなる充実を推進するため、管理委員会の組織構成及び任務内容について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、委員会の委員について森林の管理経営に専門的知識を有する者を3名から5名とするものでございます。

続きまして、議案第27号、宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、田原児童育成施設の新築移転に伴い、設置場所を変更するとともに、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に倣い、職員の呼称を放課後児童支援員に統一する等の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第28号から議案第37号までの10議案につきまして、ご説明申し上げます。

この10議案につきましては、宇治田原町奥山田ふれあい交流館など10施設についての指定期間が平成30年3月31日に満了することに伴い、引き続きこれら10施設について地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これらの施設については全て地域に密着した施設であり、これまでから指定管理者である公共的団体により適切に管理運営が行われてきたところであり、今後とも円滑な管理運営が期待できることから、引き続き、これらの団体を指定管理者として指定しよう

とするものでございます。

議案第28号では、宇治田原町奥山田ふれあい交流館は奥山田区、議案第29号では、宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘は社会福祉法人宇治田原町社会福祉協議会、議案第30号及び議案第31号では、銘城台地区の2公園について銘城台自治会を指定し、議案第32号から議案第34号までの緑苑坂地区の3公園について緑苑坂自治会、議案第35号では、宇治田原町林業センターは宇治田原町森林組合、議案第36号では、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）は郷之口生産森林組合、議案第37号では、宇治田原町商工センターは宇治田原町商工会を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、いずれの施設におきましても平成30年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

続きまして、議案第38号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施につきましては、平成29年10月21日から23日発生 of 台風21号豪雨災害により被災した農地及び農業用施設について、町営土地改良事業として復旧工事を実施するため、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号、議案第16号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号並びに議案第30号から議案第38号の合計14議案は、総務建設常任委員会に、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第21号から議案第24号及び議案第27号並びに議案第29号の合計9議案は、文教厚生常任委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、23議案につきましては総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会
いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定
しました。

次回は3月8日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申
し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管の委員会において
十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さんでございました。

散 会 午後 0時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 今 西 久 美 子